

花と緑のまちづくりの主役は、私たち市民です。市民一人一人が、自ら積極的に参画することにより花と緑で彩られた美しい郷土づくりにつながります。美しい郷土は、市民共有の財産として次代に引き継ぎ、自然と共生し、安全で安心して暮らせる快適な生活環境をつくります。

各種制度や相談、「花と緑の銀行」に関することについてはチューリップ四季彩館へお問合せください。

●地区花壇への花苗の配布

各地区の花壇用に花苗を配布し、緑花活動の普及や推進を行っています。

●花と緑の協定・助成

町内会又は集合住宅等を対象として、市民の皆さんの合意により協定を締結し、協定区域内への苗木・花苗等の供与、運営補助金（5万円1回限り）の交付を行っています。

●花と緑のモデル区域の指定

造成された区域（3,000㎡以上）に苗木の供与を行い、開発と緑花の調和のとれたまちづくりを推進しています。また、分譲宅地開発業者との合意により緑花協定を締結しています。

●保存樹等の指定・助成

良好な景観の維持又は学術的に重要な樹木及び樹林を保存するため、「屋敷林等保全委員会」に諮り保存樹等として指定し、屋敷林等の保全を図っています。また、特定地域内における保存樹等の枝打ちや間伐にかかる費用の一部を助成します。

●生け垣設置の助成

住宅や事業所等に生け垣を設置する際、樹木及び資材購入費の一部を補助し、良好な景観や快適な生活環境づくりを図っています。

●記念樹の贈呈

市民の結婚、誕生、住宅や事業所等の新築を祝って、記念樹を贈呈しています。

●緑の相談員の設置

樹木の樹勢回復や保全、病虫害防除等の相談・指導のため、緑の相談員が市民からの相談に対応しています。